

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 第1 〔略〕 （交付の対象及び補助率） 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）～（2） 〔略〕 <u>（3） 農地情報公開システム本格稼働加速化事業</u> <u>（4） 機構集積支援事業</u> 2 〔略〕 第3 〔略〕 （申請手続） 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道並びに別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、<u>別表2の区分の欄の3の事業</u>、別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 〔略〕 第5～第7 〔略〕	農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 第1 〔略〕 （交付の対象及び補助率） 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）～（2） 〔略〕 〔新設〕 <u>（3） 機構集積支援事業</u> 2 〔略〕 第3 〔略〕 （申請手続） 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道及び別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表2の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 〔略〕 第5～第7 〔略〕

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表2の区分の欄の3の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者(以下「民間団体」という。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～第20 [略]

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式9による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第22～第29 [略]

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者(以下「民間団体」という。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～第20 [略]

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

第22～第29 [略]

附 則

- 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間 管理機構事 業	補助事業者が実施要項第 3の1に規定する次に掲げ る事業に要する経費 [後略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 農地情報 公開システ ム本格稼働 加速化事業	補助事業者が実施要綱第 3の4に掲げる事業に要す る経費	定 額	全国農業委 員会ネット ワーク機構	経費の30%を超え る増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、又は 廃止
4 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第 3の5に規定する次に掲げ る事業に要する経費 [後略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表3 [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1)

[中略]

4 事業完了予定年月日(又は完了年月日) [以下略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

3 経費の配分

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合

[中略]

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間 管理機構事 業	補助事業者が実施要項第 3の1に掲げる事業に要す る経費 [後略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
3 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第 3の4に規定する次に掲げ る事業に要する経費 [後略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表3 [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1)

[中略]

4 事業完了予定年月日 [以下略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

3 経費の配分

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合

[中略]

[新設]

は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

[中略]

別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる (2) の事業を実施する場合

[中略]

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

[中略]

別表 2 の区分の欄の 3 及び 4 の経費の欄に掲げる (4) の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業要した経費） (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	全国農業委員会 ネットワーク機構 (B)	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表 2 の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる (1) から (3) の事業を実施する場合

[中略]

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

[廃止]

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） [以下略]

別記様式第 1 号（第 4 関係）（その 3）

3 経費の配分

[中略]

[中略]

別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる (2) の事業を実施する場合

[中略]

[新設]

[中略]

[新設]

別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる (1) から (3) の事業を実施する場合

[中略]

[新設]

別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる (4) の事業を実施する場合

4 事業完了予定年月日 [以下略]

別記様式第 1 号（第 4 関係）（その 3）

3 経費の配分

[中略]

<u>(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。</u> 4 事業完了予定年月日 <u>(又は完了年月日)</u> [以下略]	<u>[新設]</u> 4 事業完了予定年月日 [以下略]
別記様式第1号(第4関係)(その4) [中略] 3 経費の配分 [中略] <u>(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。</u> 4 事業完了予定年月日 <u>(又は完了年月日)</u> [以下略]	別記様式第1号(第4関係)(その4) [中略] 3 経費の配分 [中略] <u>[新設]</u> 4 事業完了 <u>(予定)</u> 年月日 [以下略]
別記様式第1号ー2(第8関係)～別記様式第3号ー2(第11第2項関係) [略]	別記様式第1号ー2(第8関係)～別記様式第3号ー2(第11第2項関係) [略]
別記様式第4号(第13関係) [中略] 3 事業完了予定年月日 <u>(又は完了年月日)</u> [以下略]	別記様式第4号(第13関係) [中略] 3 事業完了 <u>(予定)</u> 年月日 [以下略]
別記様式第5号ー1(第14第1項関係)～別記様式第8号(第20関係) [略]	別記様式第5号ー1(第14第1項関係)～別記様式第8号(第20関係) [略]
<u>別記様式第9号(第21関係)</u> <u>契約に係る指名停止等に関する申立書</u> 年 月 日 <u>[間接補助事業者] 殿</u> 所在地 商号又は名称 代 表 者 印 <u>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。</u>	<u>[新設]</u>

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) ○○には、「工事契約」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。